令和4年度第1回

駿東田方圏域地域医療構想調整会議(駿東・三島田方)

日 時:令和4年7月13日(水)

午後6時30分~午後8時00分

方 法: オンラインによる Web 会議

(Zoom ミーティング使用)

ミーティング ID:482 482 6432

パスコード: 9202076

次 第

【議題】

- 1 地域医療構想の推進に関する医療機関の対応方針について
- 2 病床機能分化促進事業費補助金について

【報告】

- 1 令和3年度病床機能報告(暫定値)について
- 2 外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について
- 3 地域医療介護総合確保基金について
- 4 地域医療構想の実現に向けた重点支援区域について
- 5 社会医療法人の認定要件(社会医療法人青虎会)について
- 6 療養病床転換意向調査結果について
- 7 病床機能分化促進事業費補助金について

【その他】

Ti	兀.	17	\pm	資	:4	5	١.
М	Эl	-21	11	Ħ	1	ン	r.

・委員名簿		
• 駿東田方構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
・資料1:地域医療構想の推進に関する医療機関の対応方針について	•••Р	1
・資料2:病床機能分化促進事業費補助金について	•••Р	9
(裾野赤十字病院、伊豆赤十字病院)		
・資料3:令和3年度病床機能報告結果について(暫定値)	P 1	2
・資料4:外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について	…P 1	6
・資料5:地域医療介護総合確保基金について	P 1	9
・資料6:地域医療構想の実現に向けた重点支援区域について	…P 2	1
・資料7:社会医療法人の認定要件について(社会医療法人青虎会)	…P 2	5
・資料8:療養病床転換意向調査結果について(御殿場石川病院)	P 3	0
・資料9:病床機能分化促進事業費補助金について	P 3	3

(リハビリテーション中伊豆温泉病院)

駿東 地域医療構想調整会議 委員名簿

	所属団体名等	役 職	氏 名	備考
1	沼津医師会	会長	加藤 公孝	新任
2	御殿場市医師会	会長	齋藤 昌一	
3	沼津市歯科医師会	会長	竹内 純子	代理 専務理事 庵原 明倫
4	駿東歯科医師会	会長	吉田 雅昭	
5	沼津薬剤師会	会長	佐藤 哲哉	
6	北駿薬剤師会	会長	原田義信	
7	静岡県看護協会東部地区支部	支部長	横山 直司	
8	沼津市立病院	院長	伊藤 浩嗣	新 任
9	静岡がんセンター	院長	上坂 克彦	
10	静岡医療センター	院長	中野浩	
11	有隣厚生会富士病院	理事長	若林 良則	新任
12	東名裾野病院 みしゅくケアセンターわか葉	院長 理事長	木本 紀代子	
13	沼津中央病院	院長	杉山 直也	
14	健康保険組合連合会静岡連合会	副会長	芹澤 義夫	
15	静岡県老人福祉施設協議会	理事 地域ケア委員長	杉山 昌弘	
16	沼津市	市民福祉部長	久保田 弘行	新 任
17	御殿場市	健康福祉部長	山本 宗慶	新 任
18	東部保健所	所長	安間 剛	
19	御殿場保健所	所長	伊藤 正仁	新 任

令和4年7月現在

浜松医科大学	特任教授	竹内 浩視	地域医療構想 アドバイザー
--------	------	-------	------------------

医療健康局医療政策課医療企画班	班長	村松 斉
医療健康局医療政策課医務班	班長	前浦 一哉
医療健康局地域医療課	主査	新井 健央
福祉長寿局福祉長寿政策課	主査	安本 庸逸
医療健康局医療政策課	主任	萩原 寛之

三島・田方 地域医療構想調整会議 委員名簿

	所属団体名等	役 職	氏 名	備考
1	三島市医師会	会長	吉冨 雄治	新 任
2	田方医師会	会長	土屋和彦	新任
3	三島市歯科医師会	会長	三宅 秀樹	
4	田方歯科医師会	会長	村田 雄二郎	
5	三島市薬剤師会	会長	小島 真	
6	田方薬剤師会	会長	山田 慎二	
7	静岡県看護協会東部地区支部	支部長	横山 直司	
8	順天堂大学医学部附属静岡病院	院長	佐藤 浩一	代理 事務部長 小野隆宏
9	三島総合病院	院長	前田 正人	新 任
10	伊豆赤十字病院	院長	吉田剛	新 任
11	三島東海病院	名誉院長	淵上 知昭	
12	NTT東日本伊豆病院	院長	安田 秀	
13	三島森田病院	院長	森田 正哉	新 任
14	健康保険組合連合会静岡連合会	理事	原田 幸男	
15	静岡県老人保健施設協会	幹事	伊藤 裕輔	新 任
16	静岡県老人福祉施設協議会	東部支部監事	堀内 和憲	
17	三島市	健康推進部長	臼井 貢	新任
18	東部保健所	所長	安間 剛	

令和4年7月現在

駿東田方構想区域地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

- 第1条 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第30条の14第1項に定める「協議の場」 として駿東田方区域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。
- 2 調整会議は、駿東田方区域地域医療構想調整会議(駿東圏域)及び駿東田方区域地 域医療構想調整会議(三島·田方圏域)の2会議とする。
- 3 験東田方区域地域医療構想調整会議(駿東圏域)の対象地域は、沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町とし、駿東田方区域地域医療構想調整会議(三島・田方圏域)の対象地域は、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町とする。

(所掌事務)

- 第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。
- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組(地域医療介護総合確保基金事業等)に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

- 第3条 調整会議は、静岡県東部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。
- 3 議長は、調整会議の会務を総理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を 代行する。

(任期)

- 第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第 5 条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県東部保健 所長が招集する。

(議事)

- 第6条 議長は会議を主宰する。
- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を 求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで 開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県東部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

議題

地域医療構想の推進に関する医療機関の対応方針について

地域医療構想の進め方について、御意見を伺うものです。

地域医療構想の推進に関する医療機関の対応方針

(医療局医療政策課)

1 概 要

地域医療構想の進め方については、平成30年2月7日付け及び令和4年3月24日付けの 厚生労働省通知において、2023年度までに民間医療機関も含めた対応方針の策定や検証・見 直しを行うこととされた。

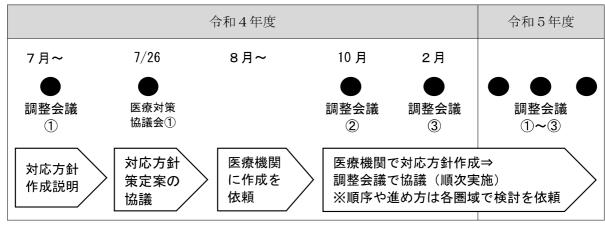
これを受け、県では、各圏域での地域医療構想調整会議や医療対策協議会等で意見を聴取した上で、関係医療機関に対し対応方針の作成を依頼していく。

2 対応方針の作成内容等(案)

区分		医療 機関数	許可 病床数	作成内容等		
	公立病院	26	9, 534	公立病院経営強化プランを策定		
公立·公的 医療機関	公立病院以外	24 8, 35		公立病院経営強化ガイドライン の内容を踏まえ、新興感染症の 取組を追加するなど、公的医療 機関等 2025 プランを更新	別紙 1	
民間 医療機関	病院 (対応方針策定済)	76	10, 001	公立病院経営強化ガイドライン の内容を踏まえ、新興感染症の 取組を追加するなど、2025年へ の対応方針を更新		
	病院 (対応方針未策定)	14	2, 613	2025 年への対応方針を新規策定	別紙2	
	有床診療所	161	1, 717	他県の状況を参考にしながら現在	検討中	
合 計		301	32, 224			

- (※) 医療機関数及び許可病床数は令和4年4月1日現在
- (※) 公立病院には県立こころの医療センター (精神病床 280 床) を含む

3 スケジュール(案)



別紙1

●公立病院経営強化プランの記載事項(新公立病院改革プランとの比較)

※公立病院経営強化ガイドライン及び新公立病院改革ガイドラインに基づき作成

No.	※公立派	院経営強化ガイドライン及び新公立病 項目	元成車カイトフインに基つさ作成 記載内容	(旧)新公立病院改革プラン
1		①地域医療構想を踏まえた当該病院 の果たすべき役割 <u>・機能</u>	・令和7年(2025年)及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床 数や、病床機能の見直しを行う場合はその概要 ※精神医療についても同様に記載	(1)地域医療構想を踏まえた役割の 明確化 ①地域医療構想を踏まえた当該病院 の果たすべき役割
2	1 0 4n	②地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 <u>・機能</u>	・在宅医療に関する役割、住民の健康づくりの強化にあたっての具体的な機能、緊急時における病床の確保、人材育成など	(1)地域医療構想を踏まえた役割の 明確化 ②地域包括ケアシステムの構築に向 けて果たすべき役割
3	役割・機能の最適	③機能分化・連携強化	・地域全体で持続可能な地域医療提供体制を確保するために必要な機能分化・連携強化の取組について 検討し、取組が必要な場合は、具体的な措置を記載 ・以下の公立病院は、必要な機能分化・連携強化の取組について記載 ア)新設・建替え等を予定 イ)病床利用率が低水準 ウ)黒字化が著しく困難 エ)地域医療構想やコロナ 対応を踏まえ病院間の役割分担と連携強化が必要 オ)医師・看護師等が不足	<u><なし></u>
4	適化と連携の強	④医療機能等の指標に係る数値目標の設定	・医療機能に係るもの(地域牧急貢献率、手術件数、訪問診療・看護件数、リハビリ件数、地域分娩貢献率など) ・医療の質に係るもの(患者満足度、在宅復帰率、クリニカルパス使用率など) ・連携の強化等に係るもの(医師派遣等件数、紹介率・逆紹介率) ・その他(臨床研修医の受入件数、地域医療研修の受入件数、健康・医療相談件数など)	(1)地域医療構想を踏まえた役割の 明確化 (4)医療機能や医療の質、連携の強化 等に係る数値目標
5	化	⑤一般会計負担の考え方	・不採算部門に係る経費の負担区分の明確化 ・公立病院に求められる機能と一般会計負担は表裏一体	(1)地域医療構想を踏まえた役割の 明確化 ③一般会計負担の考え方
6		⑥住民の理解のための取組	・住民の理解のための取組の概要を記載	(1)地域医療構想を踏まえた役割の 明確化 ⑤住民の理解
7	(2)医師・看	①医師・看護師の確保	< 記載が必要な内容> 医師・看護師等の派遣や派遣受入、職員採用の柔軟化、勤務環境の整備等、医療従事者確保のための取組 (記載が望ましい内容> 1) 基幹病院 ・医師・看護師等の中小病院等への派遣の取組 2) 不採賞地区病院をはじめとする中小規模の病院 ・派遣元病院との連携強化と医師・看護師等の受入環境の整備	(2)経営の効率化 ③目標達成に向けた具体的な取組 1)医師等の人材の確保・育成
8	護師等の確保と働き方改革	②臨床研修医の受入等を通じた若手 医師の確保	 <記載が必要な内容> ・若手医師のスキルアップを図るための環境整備について記載(研修プログラムの充実、指導医の確保、学会・大学(研究室)等への訪問機会の確保、ICT環境の整備など) <記載が望ましい内容> ・都市部の公立病院においては、不採算地区病院等への派遣を積極的に記載すること 	<u><&L></u>
9	働き方改革	③医師の働き方改革への対応	記載が必要な内容	<u><&L></u>
10	見直し 営形態の 経		・経営の強化に向けた最適な経営形態を検討し(地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化(非公務員型)、指定管理者制度の導入、民間譲渡、事業形態の見直しなど)、見直しが必要となる場合は、新経営形態への移行の概要(スケジュールを含む)を記載	(4)経営形態の見直し
11	染拡大時に備えた平時 の取組 がらの取組		・新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組の概要を記載 (例: 感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペース等の整備、各医療機関間での連携・役割分 担の強化、専門人材の確保・育成、感染防護具等の備蓄、院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応 方針の共有など)	<u><なし></u>
12	設	①施設・設備の適正管理と整備費の 抑制	・プラン計画期間内における施設・設備に係る主な投資について、必要性や規模について十分検討を行った上でその概要を記載 (例:病院施設に係る新設・建替え・大規模改修、高額な医療機器の導入等)	(2)経営の効率化 ③目標達成に向けた具体的な取組 4)施設・設備整備費の抑制等
13	設備の最適化	②デジタル化への対応	・ICTを活用した医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化のための取組を記載 (例:電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用、遠隔診療、オンライン診療等) ・特にマイナンバーカードの健康保険証利用について、患者への周知に関する取組を記載	<u> </u>
14	(6)	①経営指標に係る数値目標	・収支改善に係るもの(経常収支比率、医業収支比率、修正医業収支比率、不良債務比率、資金不足比率、累積欠損金比率など) ・収入確保に係るもの(1日当たり入院・外来患者数、入院・外来患者1人1日当たり診療収入、医師(看護師)1人当たり入院・外来診療収入、病床利用率、平均在院日数、DPC機能評価係数など診療報酬に関する指標等) ・経費削減に係るもの(材料費・薬品費・委託費・職員給与費・減価償却費などの対修正医業収益比率、医薬材料費の一括購入による削減比率、100床当たり職員数、後発医薬品の使用割合など)・経営の安定性に係るもの(医師・看護師・その他医療従事者数、純資産の額、現金保有残高、企業債残高など)	(2)経営の効率化 ①経営指標に係る数値目標の設定
15	経営の効率化	②経常収支比率及び修正医業収支 比率に係る目標	・対象期間中に経常黒字化する数値目標 ・修正医業収支比率についても、所定の操出が行われれば経常黒字が達成できる水準となるよう数値目標	(2)経営の効率化 ②経常収支比率に係る目標設定の考え方
16	等	③目標達成に向けた具体的な取組	・数値目標の達成に向け、民間的経営手法の導入、事業規模・事業形態の見直し、収入増加・確保対策、 経費削減・抑制対策などについて、具体的にどのような取組をどの時期に行うか記載	(2)経営の効率化 ③目標達成に向けた具体的な取組
17		④対象期間中の各年度の収支計画 等	・新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画及び各年度における目標数値の見通し等を記載	(2)経営の効率化 ④対象期間中の各年度の収支計画等
-				

〇〇〇〇病院(診療所)の今後の対応について(参考様式)(案)

1 〇〇〇〇病院(診療所)の基本情報

区分		内容				
	開設主体					
	施 設 名					
	所 在 地					
許可	病床の種別					
病床	病床機能別	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
稼動	病床の種別					
病床	病床機能別	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
職員数(〇月末時点)		医師 〇名(常勤〇名·非常勤〇名) 看護職員 〇名 専門職 〇名 事務職員 〇名				
	〇〇科		計〇〇人	うち常勤	100人、非	İ 常勤〇〇人
診						
療						
科毎						
医						
師						
数						

2 現状認識と取組事項

①現在の地域における医療機能や将来の人口推移と医療需要等の環境変化を踏まえた 2025 年を見据えた自医療機関の役割

区分	内容
現在の地域における 自医療機関の役割	
今後の環境変化等を 踏まえ、地域で想定 される課題	
将来の自医療機関の 役割及び展望 (他の医療機関との 連携等)	

②2025 年における予定病床数

許可	病床の種別						
病	病床機能別	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	
床							
稼動	病床の種別						
病	病床機能別床	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	
床							

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

地域医療構想の進め方について

地域医療構想については、これまで、「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知)等に基づき、取組を進めていただいてきたところである。引き続き、これらの通知の記載を基本としつつ取組を進めていただく際に、追加的に留意いただく事項について、下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 基本的な考え方

今後、各都道府県において第8次医療計画(2024年度~2029年度)の策定作業が2023年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病 床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。

また、2024 年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035 年度末に暫定特例 水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に 地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域 における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質 が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であること に十分留意する。

なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

2. 具体的な取組

「人口 100 万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和 3年 7月 1日付け医政発 0701 第 27 号厚生労働省医政局長通知) 2. (3)において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022 年度及び 2023 年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。

このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021 年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、必要に応じて以下の観点も参照するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。

- ※ 民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観点の例(2020年3月19日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より)
 - ・ 高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手 術の一部(胆嚢摘出手術や虫垂切除手術など)や内科的な診療実績(抗がん剤治療など)、 地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離
 - ・ 回復期機能を担う病床…算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担
 - ・ 慢性期機能を担う病床…慢性期機能の継続の意向や介護保険施設等への転換の意向・状況

3. 地域医療構想調整会議の運営

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に 当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。

年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。

また、感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。

4. 検討状況の公表等

検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022 年度においては、2022 年9月末及び2023年3月末時点における検討状況を別紙様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。

なお、各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に 関するワーキンググループ等に報告することを予定している。

また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、随時状況の把握を行う可能性がある。

5. 重点支援区域

重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。

6. その他

第8次医療計画の策定に向けては、現在、第8次医療計画等に関する検討会や同検討会の下のワーキンググループ等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 計画係 03-5253-1111(内線 2661、2663)

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

地域医療構想調整会議における検討状況

都道府県名:

年 月現在)

1. 全体(2及び3の合計)

	総計		対	応方針の策	定・検証状	:況	
	「日本学	合意•	検証済	協議・	検証中	協議・検討	証未開始
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

2. 公立・公的医療機関等(平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。)

	総計		対	応方針の策	定・検証状	:況	
	下〇百	合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

3. 2以外の医療機関(平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。)

	総計			対応方針の	策定状況			
	市公司	合意	済	協諱	養 中	協議未開始		
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%	
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%	

注1 「合意」とは、地域医療構想調整会議において、対応方針の協議が調うことを指す。

注2 「公立・公的医療機関等」は、以下のとおり。

- 都道府県、市町村、地方独立行政法人、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、共済組合及びその連合会、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院及び有床診療所
- ・ 特定機能病院および地域医療支援病院(医療法人を含むすべての開設者が対象)

注3 報告対象には有床診療所を含む。

(参考) 有床診療所は、医療施設調査によれば、令和元年 10 月 1 日現在、全国で 6,644 施設となっている。

議題 2

病床機能分化促進事業費補助金について

本年度の病床機能分化促進事業費補助金について、下記の医療機 関より申請がありましたので、御意見を伺うものです。

- ① 裾野赤十字病院
- ② 伊豆赤十字病院

令和4年度病床機能分化促進事業費補助金の実施について(駿東田方圏域)

(健康福祉部医療局地域医療課)

1 概要

本年度の病床機能分化促進事業費補助金(財源:地域医療介護総合確保基金)を活用した「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備(施設・設備整備)」について、地域医療構想(在宅医療の支援や病床のダウンサイジングを含む病床の機能分化・連携の推進)の達成に資すると認められることから、以下のとおり実施したい。

2 実施事業

	病院名称	裾野赤十字病院	伊豆赤十字病院
施	所在地	裾野市佐野	伊豆市木立野
設概要	開設者	日本赤十字社	日本赤十字社
要	医療法上の	104 床	94 床
	許可病床数	(一般 98、感染 6)	(一般 53、療養 41)
	事業内容	地域包括ケア病床等の整備に必	地域包括ケア病床等の整備に必
		要な医療機器等購入	要な改修及び医療機器等購入
#		転換 13 床(45→58 床)	転換4床(27→31床)
声 施		(一般13床→地域包括ケア13床)	(療養4床→地域包括ケア4床)
実施事業	補助率	1/2 以内	1/2 以内
未	補助所要額	2,683 千円 (施設改修)	2,557 千円 (設備整備)
	摘要		令和元年度から地域包括ケア病
			床への転換を順次実施

(参考) 病床機能報告の状況

		H28 時点	R3 現在	R07 必要数
		(県計病床数最大)		(2025年)
県計	許可病床数(休棟を除く)	32, 469 床	30,304 床	26, 584 床
計	うち回復期	3,804 床	4,876 床	7,903 床
圏	許可病床数(休棟を除く)	6,769床	6,456 床	4,929 床
圏域	うち回復期	669 床	1,011 床	1,572床

[※]稼働病床数(最大使用病床数)が0床の場合は、「休棟」としている。

また、医療機関からの報告が「休棟」の場合には、稼働病床数(最大使用病床数)が入力されていても「休棟」としている。

病床機能分化促進事業費補助金の補足資料

(1) 補助対象施設

医療機能について

・回復期リハビリテーション病床(棟)

補助要件:「回復期リハビリテーション病棟入院料」の施設基準取得

脳血管障害や骨折の手術等で急性期治療を受けて、病状が安定し始めた発症から1~2ヶ月後の状態(回復期)に集中的なリハビリテーションを行う病床。

・地域包括ケア病床(棟)

補助要件:「地域包括病棟入院料」又は「地域包括ケア入院医療管理料」の施設基準取得 急性期から病状が安定した患者の入院受入に加え、介護施設及び在宅等からの 緊急入院受入を行い、在宅復帰支援(医療管理、看護、リハビリ)を行う病床。

(2) 病床機能報告における位置づけ

	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療改進が特に高い医療を提供する機能
	高度急性期機能に該当すると考えられる病様の例
	教命教急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合潤産開集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
	算定する特定入院科の例
	救命教急入院院
高度急性	特定集中治療室管理料
期	ハイケアユニット入院区級管理科
	脳空中クア / ニット人気医療管理料
	小児科定集中治療室管理料
	新生児特定集中治療棄管理科
	総合周延期特定集中治療室管理科
	新生児治療回復黨入院管理科
	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
急性期	算定する特定入院料の例
	地域包括ケア病棟入院料
	急性期を経過した患者への在宅後帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
	特に、急性限を経過した原血管疾患や人総骨類部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅機場を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(Fi後期リハビリテーション機能)
回復期	算定する特定人成料の例
	地域で括クア病体人応科
	回復期リハビリテーション法様入院科
	長期にわたり晩餐が必要な患者を入除させる機能
	長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の競議障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能
	算定する特定入院科の例
慢性期	特殊疾患入院医療管理科
	特殊疾患病療入院料
	游蚤病棟入院是 木料
	(地域包括ケア病検人原料)

第 1 同聯東田士爵城地梯區處捷相調數会議	資料	報告
第1回駿東田方圏域地域医療構想調整会議	3	1

令和3年度病床機能報告(暫定値)について

令和3年度の病床機能報告の集計結果の概要(暫定値)について、報告させていただきます。

令和3年度病床機能報告の集計結果の状況(暫定値)

(医療局医療政策課)

1 病床機能報告制度(医療法第 30 条の 13)

- ○病床機能報告制度は、医療介護総合確保推進法(平成 26 年 6 月成立)により改正された医療法第 30 条の 13 に基づく制度である。(平成 26 年 10 月施行)
- ○医療機能の分化・連携の推進のため、県は毎年度医療機関からその有する病床において担っている医療機能の現状等を病棟単位で報告を受ける。
- ○県には公表義務があり、県ホームページでの公表や、地域医療構想調整会議等での協議に活用していく。

2 令和3年度報告結果

(1) 報告状況

報告対象	R 2	R 3	増減	備考
病院	1 4 0	1 3 9	1	報告率100%
診療所	154	1 4 8	▲ 6	報告率100%
合計	294	287	A 7	

(2) 過去3年間の病床数の推移と地域医療構想における病床の必要量との比較

〇全体

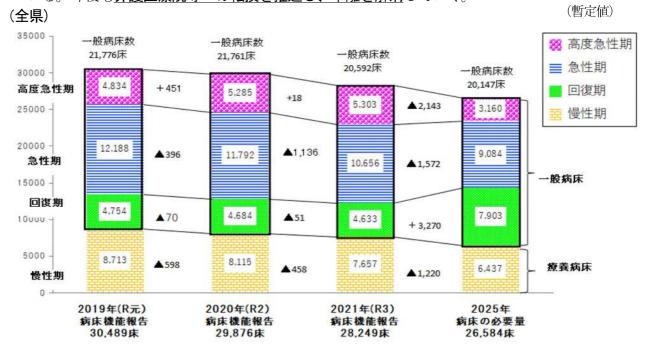
- ·令和3年度の最大使用病床数は28,249床であり、昨年度の29,876床から1,627床減少した。
- ・令和3年度より稼働病床の算出方法が最大使用病床として明確に示されたことから、昨年度より稼働病床数は大幅に減少しているものの、病床の稼働状況がより実態に近づいた。

〇一般病床(高度急性期、急性期、回復期)

- ・高度急性期、急性期、回復期の割合は令和2年度病床機能報告と同様の傾向であった。
- ・2025 年の必要病床数と比較した場合では、<u>回復期が不足していることから、さらに回復期</u> への機能転換を進めていく。

〇療養病床 (慢性期)

- ・慢性期の割合は令和2年度病床機能報告と同様の傾向であった。
- ・2025年の病床必要量と比較して1,000床以上多い状態であるが、毎年順調に減少し続けている。今後も**介護医療院等への転換を推進し、乖離を解消**していく。



(3) 構想区域別の病床の稼働状況と構成比(暫定値)

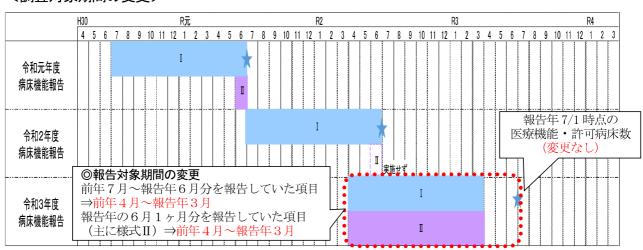
(3)情報		病体の稼働	病床機		正1但)	病床の劇	公要量	比較	
構想区域	医療機能	2020年(R2)		2021年	(R3)	2025年			
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	2020⇔2021	2021⇔2025
	高度急性期	5, 285	18%	5, 303	19%	3, 160	12%	18	▲ 2, 143
県全体	急性期	11, 792	39%	10,656	38%	9,084	34%	▲ 1, 136	▲ 1,572
	回復期	4, 684	16%	4,633	16%	7, 903	30%	▲ 51	3, 270
	慢性期	8, 115	27%	7,657	27%	6, 437	24%	▲ 458	▲ 1,220
	計	29, 876		28, 249		26, 584		▲ 1,627	▲ 1,665
	高度急性期	0	0%	0	0%	20	3%	0	20
	急性期	256	33%	260	34%	186	28%	4	▲ 74
賀茂	回復期	160	21%	158	20%	271	41%	▲ 2	113
	慢性期	353	46%	353	46%	182	28%	0	▲ 171
	計	769		771		659		2	▲ 112
	高度急性期	64	6%	64	6%	84	8%	0	20
	急性期	498	47%	491	50%	365	34%	▲ 7	▲ 126
熱海伊東	回復期	161	15%	139	14%	384	36%	▲ 22	245
	慢性期	329	31%	291	30%	235	22%	▲ 38	▲ 56
	計	1, 052		985		1,068		▲ 67	83
	高度急性期	869	14%	873	15%	609	12%	4	▲ 264
	急性期	2, 684	43%	2, 379	40%	1,588	32%	▲ 305	▲ 791
駿東田方	回復期	954	15%	955	16%	1,572	32%	1	617
	慢性期	1,665	27%	1,734	29%	1, 160	24%	69	▲ 574
	計	6, 172		5, 941		4, 929		▲ 231	▲ 1,012
	高度急性期	260	10%	254	11%	208	8%	▲ 6	▲ 46
	急性期	1, 153	46%	1,054	44%	867	33%	▲ 99	▲ 187
富士	回復期	538	21%	518	22%	859	33%	▲ 20	341
	慢性期	555	22%	553	23%	676	26%	<u>▲ 2</u>	123
	計	2, 506		2, 379		2,610		▲ 127	231
	高度急性期	1, 506	24%	1, 477	26%	773	15%	▲ 29	▲ 704
	急性期	2, 067	33%	1,845	32%	1,760	34%	▲ 222	▲ 85
静岡	回復期	846	14%	810	14%	1,370	26%	▲ 36	560
	慢性期	1,772	29%	1,613			25%		▲ 314
	計	6, 191		5, 745		5, 202		▲ 446	▲ 543
	高度急性期	468	14%	645	·····	321	10%	177	▲ 324
	急性期	1, 565	47%	1, 291	41%	1, 133	35%	<u>▲ 274</u>	▲ 158
志太榛原	<u> </u>	586	18%	535	17%	1,054	32%	<u> </u>	519
	慢性期	705	21%	672	21%	738	23%	▲ 33	66
	計	3, 324		3, 143		3, 246	0.0/	▲ 181	103
中東遠	高度急性期	388	14%	386		256	9%	A 2	▲ 130
	急性期	997	36%	954	35%	1,081	38%	<u>▲ 43</u>	127
	回復期	563	20%	625		821	29%	62	196
	慢性期	847	30%	769	28%	698	24%	▲ 78	<u>▲ 71</u>
	計	2, 795	0.40/	2,734	0.40/	2,856	4 = 0/	▲ 61	122
	高度急性期	1, 730	24%	1,604	24%	889	15%	<u>▲ 126</u>	<u>▲ 715</u>
표·산n	急性期	2, 572	36%	2, 382	36%	2, 104	35%	▲ 190	<u>▲ 278</u>
西部	回復期	876	12%	893	14%	1,572	26%	17	679
	慢性期	1, 889	27%	1,672	26%	1,449	24%	▲ 217	▲ 223 ▲ 527
	計	7, 067		6, 551		6,014		▲ 516	▲ 537

(参考) 令和3年度病床機能報告における主な変更点一覧

令和3年度病床機能報告では、実態に即した病床の稼働状況に加え、季節変動を見込んだ年間 診療実績やコロナ対応状況等を把握するため、報告対象期間や内容が見直されている。

様式	項目	変更前 (令和2年度報告まで)	変更後 (令和3年度報告から)
	病床数に係る項目	・前年7月から報告年6月までの「稼働病床数」を報告	前年4月から報告年3月までの 「最大使用病床数」と「最小使用病床 数(任意)」を報告
	コロナの対応 状況に係る項目		・コロナ対応のために臨時的に増床し た病床数等を報告
I	年間実績を報告 する項目 例:新規入棟患者数、 救急車の受入件数等	・前年7月から報告年6月までの年間実績を報告	・ <u>前年4月から報告年3月までの月別</u> <u>の</u> 年間実績を報告
	1 か月間の実績 を報告する項目 例:分娩件数等	・報告年6月1か月分の 実績を報告	・ <u>前年4月から報告年3月までの月別</u> <u>の年間実績</u> を報告
П	1 か月間の実績 を報告する項目 例:手術件数等	・報告年6月診療分の入院 診療実績を報告 (令和2年度は実施せず)	前年4月から報告年3月診療分の月 別の入院診療実績を報告

<調査対象期間の変更>



※I:医療機能、入院患者数、人員配置等に係わる調査 II:診療実績(手術件数等)に係わる調査

★:許可病床数·医療機能等

第1回駿東田方圏域地域医療構想調整会議	資料 4	報告 2
---------------------	---------	---------

外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について

外来機能報告制度及び紹介受診重点医療機関について、報告させていただきます。

外来機能報告制度及び紹介受診重点医療機関

(医療局医療政策課)

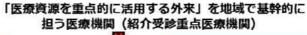
1 外来医療の課題

- ○患者の医療機関選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- ○人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、 外来機能の明確化・連携を進めていく必要がある。

2 改革の方向性

- ○地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で 進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。(外来機能報告)
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 - ⇒①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療機関を重点 的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)を 明確化
 - ・個々の医療機関が外来機能報告により報告し、地域の協議の場において国の示す基準を参考にして確認することにより決定

かかりつけ医機能を担う医療機関











病院の外来患者の待ち時間 の短縮、勤務医の外来負担 の軽減、医師働き方改革

- 〈「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ〉
- ○医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 (悪性腫瘍手術の前後の外来 など)
- ○高額等の医療機器・設備を必要とする外来 (外来化学療法、外来放射線治療 など)
- ○特定の領域に特化した機能を有する外来 (紹介患者に対する外来 など)

3 根拠法令

医療法等の一部を改正する法律(公布: R3.5.28、施行(外来機能報告): R4.4.1)

4 主な報告項目

- (1) 医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)の実施状況
 - ア 重点外来の実施状況の概況
 - ・初診・再診ごとの外来患者延べ数 等
 - イ 重点外来の実施状況の詳細
 - ・初診・再診ごとの外来化学療法加算件数等
- (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- (3) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項
 - ア その他の外来・在宅医療・地域連携の実施状況
 - ・生活習慣病管理料を算定した件数等
 - イ 救急医療の実施状況
 - ・休日に受診した患者延べ数 等
 - ウ 紹介・逆紹介の状況
 - エ 外来における人材の配置状況
 - 医師数、看護師数 等
 - オ 高額等の医療機器・設備の保有状況
 - ・マルチスライスCTの台数 等

5 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準

初診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 40%以上(初診基準)

及び

再診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 25%以上(再診基準)

6 スケジュール

病床機能報告と一体的に報告を行うこととする。令和4年度のスケジュールは以下の とおり。

_	
4月~	・対象医療機関の抽出(※)
	・NDBデータ(前年度4月~3月)を対象医療機関別に集計
9月頃	・対象医療機関に外来機能報告の依頼
	・報告用ウェブサイトの開設
	・対象医療機関にNDBデータの提供
10月頃	・対象医療機関からの報告
12月頃	・データの不備のないものについて、集計とりまとめ
	・都道府県に集計取りまとめを提供
1~3月頃	・地域の協議の場における協議
	・都道府県により紹介受診重点医療機関の公表
	・都道府県に集計結果の提供

(※)無床診療所の中にも、高額な医療機器等により検査を集中的に実施しているものもあるため、 そのような無床診療所については対象医療機関に含めることとする。具体的には、令和4年 度については、前年度中に該当する蓋然性の高い医療機関に外来機能報告を行うか否かの意 向を確認した上で、意向ありとした無床診療所について、対象医療機関に含めることとする。

第1回駿東田方圏域地域医療構想調整会議	資料 5	報告

地域医療介護総合確保基金について

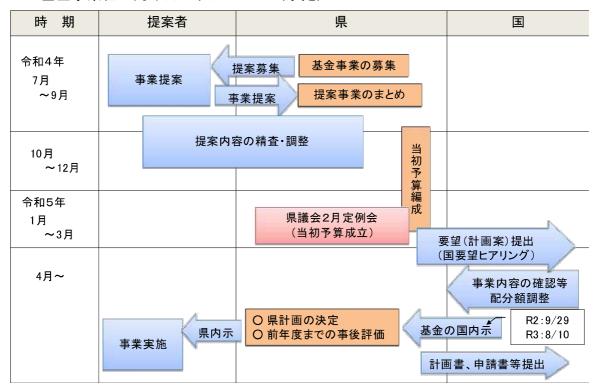
本年度の地域医療介護総合確保基金について、報告させていただきます。。

地域医療介護総合確保基金 (医療分)

1 基金の概要

名 称	静岡県地域医療介護総合確保基金 (H26年条例制定)
趣旨等	・団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、 在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率 的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が 急務の課題 ⇒消費税増収分を活用した新たな財政支援制度として都道府県に基金設置 ・都道府県計画を作成し、この計画に基づいて事業を実施
負担割合	国2/3、都道府県1/3 (法定負担率) 区分 I-②は国10/10
国予算 (億円)	・1,853億円(公費ベース) → うち、医療分1,029億円(対前年比150億円減) 区分 I:200億円(▲150)、区分 I-②:195億円(±0) 区分 II・IV:491億円(±0)、区分VI:143億円(±0)

2 基金事業化に向けたスケジュール(予定)



3 事業提案で留意いただきたい事項

		基金の目的(医療と介護の総合的な確保)や各区分の趣旨(I:地域医療
目	的	構想の達成、Ⅱ:在宅医療の推進、Ⅳ:医療従事者の確保)につながる提案
		をすること。
財	源	診療報酬や他の補助金等で措置されているものを基金事業の対象とするこ
[50]	你	とは不可であること。
公共	性	個別の医療機関等の機能強化ではなく、全県や圏域・地域の医療ニーズを
公共		捉えた、公共性の高い事業であること。
事業効	力果	事後評価の検証が必要とされることから、定量的な事業効果の測定ができ
事 未 汾		る目標を設定すること

※区分 I-②:病床機能再編支援については、別途医療機関に照会通知を発出予定。

区分VI:勤務医の働き方改革については、対象医療機関に別途照会予定。

報告 4

資料

6

地域医療構想の実現に向けた重点支援区域について

地域医療構想の実現に向けた重点支援区域について、報告させていただきます。

地域医療構想の実現に向けた重点支援区域

(医療局医療政策課)

1 概要

経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定) において、地域 医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診 療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に 重点化され、2025 年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿った ものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこと とされた。

2 対象

複数医療機関の医療機能再編等

3 手続き



4 支援内容

種類	複数医療機関 の再編統合	支援内容
技術的支援	不要	・地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療 機関に関するデータ分析
財政的 支援	<u>必要</u>	・病床機能再編支援事業費補助金において<u>通常算定額の</u> 1.5 倍の額を交付・地域医療介護総合確保基金の優先配分

5 これまでの選定区域(R4.6.30 時点)

選定時期	都道府県	区域名	主な動向
	日444	仙南	機能集約化
	宮城県	石巻・登米・気仙沼	抜本的な見直し
第1回 (R2.1)	滋賀県	湖北	機能集約化、病床削減
(=== -/	山口県	柳井	病床削減
	山口乐	萩	統合の新組織立上げ
	北海道	南空知	複数病院の再編統合
	414年1月	南檜山	連携推進法人設立 他
	新潟県	県央	複数病院の再編統合
第2回 (R2.8)	兵庫県	阪神	複数病院の再編統合
	岡山県	県南東部	病院の独法化 等
	佐賀県	中部	複数病院の再編統合
	熊本県	天草	機能集約化、病床削減
第3回	山形県	置賜	複数病院の再編統合 他
(R3. 1)	岐阜県	東濃	複数病院の再編統合
第4回	新潟県	上越・佐渡	複数病院の再編統合
(R3. 12)	広島県	尾三	複数病院の再編統合
第5回 (R4.4)	山口県	下関	複数病院の再編統合

重点支援区域について

1背景

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025 年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこととされた。

2 基本的な考え方

- 都道府県は、**当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で**、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、**都道府県からの申請を踏まえ(随時募集)、厚生労働省において選定する**。なお、 **選定は複数回行う**こととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能の再編や病床数等の適正化に関する方向性を決める ものではなく、また、**重点支援区域に選定された後も、結論については、あくまでも地域医療構想調整会 議の自主的な議論によるものであることに留意**が必要。
- 「重点支援区域」における事例としての対象は、複数医療機関の医療機能再編等事例とする。なお、再 検証対象医療機関*が対象となっていない事例も対象となり得る。
 - ※ 厚生労働省が分析した急性期機能等について、「診療実績が特に少ない」(診療実績がない場合も含む。)が9領域全てとなっている、又は「類似かつ近接」(診療実績がない場合も含む。)が6領域(人口100万人以上の構想区域を除く。)全てとなっている公立・公的医療機関等

3 支援内容

【技術的支援】

- ・地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析
- ・関係者との意見調整の場の開催 等
 - ※ 国による助言に当たっては、感染症対応も見据えた医療提供体制の在り方に関する議論の状況を 情報提供するなどし、こうした議論状況も踏まえた検討を促していく。

【財政的支援】

- ・地域医療介護総合確保基金の優先配分
- 病床機能の再編支援を一層手厚く実施

報告

5

社会医療法人の認定要件(社会医療法人青虎会)について

社会医療法人青虎会(御殿場市川島田)から、社会医療法人の認定 要件を欠いたため、社会医療法人として継続していくための改善計 画が提出されたことを受け、猶予期間を与えたことを報告させてい ただきます。

社会医療法人の認定要件(社会医療法人青虎会)について

1 概要

社会医療法人青虎会(御殿場市川島田)から、山梨県における救急医療等確保事業の認定要件を欠いたため、社会医療法人として継続していくための改善計画書が提出された。静岡県では、改善計画書の内容を確認し、令和4年5月24日に社会医療法人の猶予期間を与えた。

※救急医療等確保事業基準を満たすことが出来ない場合でも、一定の猶予を与えれば改善可能と知事が判断すれば、1年間の猶予を与えることができる。 (平成27年3月31日付け医政発0331第7号厚生労働省医政局長通知)

2 改善計画書の内容

- ○へき地医療拠点病院指定申請(山梨県へ申請)の概要
- ○山梨県上野原市立病院からの医師派遣依頼書
- ○医師派遣に関する協定書
- ○医師派遣計画

3 猶予を与えるための認定要件

要件	内 容	判定
救急医療等確保事業 継続の意思	事業の継続の意思有	適
一定の猶予を与える ことで救急医療等確 保事業改善の可能性	・令和4年4月から秋山診療所(へき地診療所)に医師派遣 ・ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院のへき地医療拠点病院の指定申請(山梨県)(4月20日) ※承認されれば、へき地医療拠点病院から秋山診療所に医師派遣	適

4 経過

<u></u>	
月 日	内容
令和3年12月27日	社会医療法人青虎会(以下「青虎会」という。)が、山 中湖村から平野診療所(へき地診療所)の指定管理業
17年3年12月21日	務を年度末をもって終了する旨の通知を受ける
令和4年2月10日	青虎会が山中湖村立平野診療所の指定管理者に応募
令和4年2月21日	青虎会が指定管理者としての選定から外れる ※令和4年4月1日から認定要件を欠く
令和4年4月6日	青虎会のツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院から上野原市立病院附属秋山診療所(へき地診療所)に
	医師を派遣

月日	内 容
令和4年4月20日	青虎会がツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院の
77/114 十4月 20 日	「へき地医療拠点病院の指定」を山梨県に申請
令和4年5月17日	青虎会が静岡県に救急医療等確保事業基準の確保に係
7744年3月17日	る改善計画書を提出
令和4年5月24日	静岡県が青虎会に対して、社会医療法人としての猶予
77/114 + 3 月 24 日	期間を令和5年3月31日まで与える
	山梨県が「ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院」
令和4年5月25日	をへき地医療拠点病院に指定し、第7次山梨県地域保
	健医療計画に記載

3 本県の対応

山梨県におけるツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院のへき地医療拠点病院(秋山診療所に医師派遣)の指定を受け、令和4年度の救急医療等確保事業の実施状況を確認する。

く参考>

救急医療等確保事業

	AND THE PROPERTY OF STREET				
区	分	認定基準	期間		
 救	急	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)/初診料算定件数 =20%以上	3会計		
拟	心	又は、夜間休日搬送受入件数 =年間 750 件以上	年度平均		
		DMATを保有し、防災訓練に参加していること、かつ、救急の			
{ {{}	生	以下の要件を満たすこと			
災	害	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)/初診料算定件数 =16%以上	年度平均		
		又は、夜間休日搬送受入件数 =年間 600 件以上			
Œ	호: Hii	ハイリスク分娩管理加算年1件以上かつ、分娩件数年500件以上	3 会計		
同	産 期	かつ、母体搬送受入件数年 10 件以上	年度平均		
	ı m	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)/乳幼児加算初診	3 会計		
小 	児	料算定件数=20%以上	年度平均		
). III	へき地診療所へ医師を派遣 年間 53 人日以上	直近会計		
^	き地	又は、へき地診療所を開設 年間 209 日以上	年度		

※2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上のものが事業を行うことが必要

社会医療法人青虎会の概況

(1) **法人の概要**(令和4年4月1日現在)

名称 (所在地)	医療法人社団青虎会(御殿場市川島田字中原 1067 番地1)
法人設立年月日	昭和59年12月8日
社会医療法人認定日	令和元年 11 月 1 日
役 員	理事長 土田隼太郎 外 理事12名、監事2名
法人が運営する 医 療 機 関	 ・フジ虎ノ門整形外科病院

(2) 社会医療法人青虎会が実施する救急医療等確保事業

<静岡県>

/ 133	1-1/1/		
実	施	業 務	へき地医療(へき地診療所へ医師を派遣)
派	遣り	病 院	フジ虎ノ門整形外科病院(へき地医療拠点病院)
	名	称	戸田診療所(H29. 3. 1 派遣開始)
診	所る	生 地	沼津市戸田
療	管耳	里 者	(公財) 地域医療振興協会 戸田診療所所長 土屋 典男
所	診療	時間	月~土 9:00~12:00 月・火・水・金 14:00~17:00
0	診療	科目	外科
概	医療征		医師:常勤1名・非常勤1名
要	備	考	1日平均患者数 38.3人 (R3実績)
	7/11	与	医師派遣日数 61日間 (R3実績)

<山梨県・新>

	-11-	-171	-	
実	施	業	務	へき地医療(へき地診療所へ医師を派遣)
派	遣	病	院	ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院(へき地医療拠点病院)
	名		称	秋山診療所(R 4. 4. 6 派遣開始)
診	所	在	地	上野原市秋山
療	管	理	者	(公財) 地域医療振興協会 秋山診療所所長 岡本 まさ子
所	診り	療 時	間	月・水・金 9:00~11:30 、月14:00~16:00
0	診り	寮 科	目	内科、外科、整形外科他
概	医療	泛	者	医師:常勤2名・非常勤1名、看護師:常勤2名・非常勤2名
要	備		考	1日平均患者数 12.1人 (R3実績)
	l N⊞		77	医師派遣日数 54日 (R4予定)

<山梨県・旧>

実	施業務	务	へき地医療(へき地診療所の開設)
	名	尓	平野診療所(H30. 4. 1~R 4. 3.31
診	所 在 均	也	南都留郡山中湖村平野
療	管 理 者	<u></u>	小嶋 俊一
所	診療時間	罰	月~金 9:00~12:00、14:00~17:00
0	診療科目		内科、外科、小児科
概	医療従事者	当	医師:常勤1名・非常勤2名、看護師:常勤1名
要	備。	学	1日平均患者数 14.5人 (R3実績)
	VIII	フ	診療日数 241日 (R3実績)

療養病棟転換意向調査結果について

療養病棟転換意向調査において、下記の医療機関から介護医療病棟から医療療養病棟への変更の意向があったので、報告させていただきます。

① 医療法人社団駿栄会御殿場石川病院

「介護療養」から「医療療養」に変更予定の医療機関

1 変更予定の医療機関名 : 医療法人社団駿栄会御殿場石川病院

2 変更予定時期 : 令和4年9月

3 変更の内容

介護療養病床 57 床を医療療養病床に変更する

(理由)

同病棟において、(透析含め) 医療依存度が高い患者様が多く入院されており、また同様の新規入院 患者様の需要もあることから、これに対応するため医療療養病床に変更する

4 病床等の内訳

<変更前>

	開設許可病床数		介護保険				
		療養 1 20:1	療養 2 20:1	回復期リハ	地域包括 ケア	その他	介護療養
	159 床	56 床	床	床	床	46 床	57 床



<変更後>

				医療保険		介護保険				
4	計	療養 1 20:1	療養 2 20:1	回復期 リハ	地域包括 ケア	その他	介護療養	介護 医療院	介護老人 保健施設	その他
15	59 床	床	113 床	床	床	46 床	床	床	床	床

【参考資料】

療養病床等の概要

- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- <u>医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』</u>と、<u>介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』</u>がある。
- 〇 要介護高齢者の長期療養・生活施設である新たな介護保険施設「介護医療院」を創設。(平成30年4月施行)

		医療療養病床 療養1・2 経過措置 介護療養病床 (20対1) (25対1)			介護	医療院	介護老人	特別養護老人
				I型	Ⅱ型	保健施設	ホーム	
概要		病院・診療所の病床のうち、主として長期療養を必要とする患者を入 院させるもの ※療養1・2は医療区分2・3の患者がそれ それも駒・5削以上		病院・診療所の病床のうち、長期 療養を必要とする要介護者に対 し、医学的管理の下における介 護、必要な医療等を提供するも の	要介護者の 長期療養・生活施設		要介護者にリハビリ 等を提供し、 <u>在宅</u> 復帰を目指す施 <u>設</u>	要介護者のための生活施設
		約15.1 万床 **1	約6.6 万床 *1	約5.5万床 **2			約36.8万床 ^{※3} (うち介護療養型: 約0.9万床)	約56.7万床 **3
設	置根拠	医療法(病院・診療所)		医療法(病院·診療所) <u>介護保険法(介護療養型医療施設)</u>	介護保険法 <u>(介護医療院)</u>		介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)
施設基	医師	48対1(3	名以上)	48対1(3名以上)	48対1 (3名以上、宿直を行う は1名以上)	100対1	100対1 (1名以上)	健康管理及び療養 上の指導のための 必要な数
改基準	看護 職員	4文 (35年度末まで、6	対1 5対1で可) 2対1	6対1	6対1	6対1	3対1	0414
	介護※4	4女 (35年度末まで、6	+1 (3対1	6対1~4対1 療養機能強化型は5対1~4対1	5対1~4対1	6対1~4対1	(うち看護職員を 2/7程度を標準)	3対1
P	面積	6.4 m²		6.4m²	8.0㎡以上 ※5		8.0 m³ ж 6	10.65㎡(原則個室
設置期限 ※1 施設基準度				平成35年度末 3月分板数) ※3 介護サービス施設・事業所記 準改修まで6.4㎡以上で可。	(平成30: (本成27年10月1日)	年4月施行) ※4 医療服養病床にあっ	— (注看護補助者。	- 1

介護医療院の基準 (人員基準)

		介護療養物	病床(病院)	介護医療院				介護老人保健施設		
		【療養機	能強化型】	指定基準		報酬上の基準		介護老人保健施設		
		指定基準	報酬上の基準	類型(I)	類型(Ⅱ)	類型(I)	類型(Ⅱ)	指定基準	報酬上の基準	
	医師	48:1 (病院で3以上)	-	48:1 (施設で3以上)	100:1 (施設で1以上)	=	-	100:1 (施設で1以上)	-	
	薬剤師	150:1	-	150:1	300:1	-	-	300:1	-	
	看護職員	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	3:1	【従来型·強化型】 看護·介護3:1 【介護療養型】(32)	
人員基準	介護職員	6:1	5:1~4:1	5:1	6:1	5:1~4:1	6:1~4:1	(看護2/7)	看護6:1、 介護6:1~4:1	
基準(雇	支援相談員							100:1 (1名以上)		
唯用人員)	リハビリ専門 職	PT/OT: 適当数	=	PT/OT/ST:適当数		-	=	PT/OT/ST: 100:1	-	
-	栄養士	定員100以上 で1以上	-	定員100以上で1以上				定員100以上 で1以上		
	介護支援専 門員	100:1 (1名以上)	-	100:1 (1名以上)		-	-	100:1 (1名以上)	-	
	放射線技師	適当数		適当数		-	-			
	他の従業者	適当数	-	適当数		-	-	適当数	<-:	
医師の宿直		医師:宿直	-	医師:宿直	-	=	-	-	=	

注1:数字に下線があるものは、医療法施行規則における基準を準用 注2:背景が縁で示されているものは、病院としての基準 注3:基準はないが、想定している程度上の配置。後養体制維持特別加算で介護4:1となる。

(資料:厚生労働省HP「介護医療院について」より)

病床機能分化促進事業費補助金の実施について

昨年度協議いただいたリハビリテーション中伊豆温泉病院の3 か年計画に変更がありましたので、報告させていただきます。

病床機能分化促進事業費補助金の実施について(駿東田方圏域)

(健康福祉部医療局地域医療課)

1 概要

本年度の病床機能分化促進事業費補助金(財源:地域医療介護総合確保基金)を活用した「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備(施設・設備整備)」について、地域医療構想(在宅医療の支援や病床のダウンサイジングを含む病床の機能分化・連携の推進)の達成に資すると認められることから、以下のとおり実施したい。

2 実施事業

	病院名称	リハビリテーション中伊豆温泉病院					
施	所在地	伊豆市下白岩					
設概要	開設者	静岡県厚生農業協同組合連合会					
要	医療法上の	285 床					
	許可病床数	(一般 113、療養 172)					
	事業内容	各医療圏における病床規模の最適化のための施設整備					
		地域包括ケア病床の整備に必要な改修及び医療機器等購入					
==		病床規模最適化					
実施事業		57 床(285→228 床) (一般 113 床→110 床、療養 172 床→118 床)					
事	補助率	1/2 以内					
未	補助所要額	638, 400 千円					
		(うち令和4年度 568, 176 千円)					
	摘要	令和3年度から5年度の3か年計画 (R3 1%、R4 89%、R5 10%)					

(参考) 病床機能報告の状況

		H28 時点	R3 現在	R07 必要数
		(県計病床数最大)		(2025年)
県計	許可病床数(休棟を除く)	32,469 床	30,304床	26, 584 床
計	うち回復期	3,804 床	4,876床	7,903 床
圏域	許可病床数 (休棟を除く)	6,769床	6,456床	4,929 床
域	うち回復期	669 床	1,011 床	1,572 床

[※]稼働病床数(最大使用病床数)が0床の場合は、「休棟」としている。

また、医療機関からの報告が「休棟」の場合には、稼働病床数(最大使用病床数)が入力されていても「休棟」としている。